

議案第74号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部改正について
鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例（平成18年鹿屋市条例第191号）の
一部を次のように改正する。

第1条第1項中「216,000円」を「288,000円」に改める。

第4条第2項第1号中「30,000円」を「5万円」に、同項第2号中「80,000円」
を「10万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例第1条及び第4条の規定は、令和6年度以後に入学する者に係る授業料及び入学料から適用し、令和5年度以前に入学した者に係る授業料及び入学料については、なお、従前の例による。

（提案理由）

鹿屋市立鹿屋看護専門学校の授業料及び入学料の額を改定したいので、本案を提出するものである。